

H. J. ラスキの多元的国家論 — 「主権三部作」を中心に— (2)

今市隆一

第一工業大学 講師

Pluralistic Theory of the State of Harold J. Laski — Study of His Earlier View on Sovereignty — (2)

Ryuichi Imaichi

Instructor

Abstract

In this treatise upon political theory, I propose to discuss Laski's views on state and sovereignty from the point of view of the nature of the state and political power. Laski thought that the parts of the state are as real and as self-sufficient as the whole and that the state is distributive and not collective. The state, therefore, is one of the many associations, such as a cricket club. According to his early writings, he denies that it is inherently entitled to primacy over other groups. Therefore, the sovereignty of the state does not differ from the power of a church or a trade union.

Key words : *state sovereignty political pluralism pluralistic theory of the state*

- I. 略語・はじめに
- II. 多元主義の哲学的基礎
- III. 国家と社会の区別 (前稿(1)は以上ここまで)
- IV. 主権の可分性=多元性(本稿(2)は以下最後まで)
- V. 国家の目的
- VI. おわりに
- ※次の「英文略語」は本稿の「註」で用いたもの。
- P T E ○ Political Thought in England : from Locke to Bentham (1916)
【全訳】『イギリス政治思想Ⅱ』堀豊彦ほか訳 (岩波書店)
- S P S ○ Studies in the Problem of Sovereignty (1917)
- A M S ○ Authority in the Modern State (1918)
- F S ○ The Foundations of Sovereignty and Other Essays (1921)
- 【部分訳】『主権の基礎』渡辺保男訳, 世界の名著 60 (中央公論社)
- K M ○ Karl Marx (1922)
【全訳】『カール・マルクス』服部辨之助訳【角川文庫】(角川書店)
- G P ○ A Grammar of Politics (1925)
【全訳】『政治学大綱』横越英一ほか訳, 上・下巻 (法政大学出版局)
- H L L ○ Homes-Laski Letters, 1916-1935. (1953)
【抄訳】『ホームズーラスキ往復書簡集』鶴飼信成訳 (岩波書店)
- IV. 主権の可分性=多元性
- これまで国家の主権は最高不可分とされてきたが、ラスキはこれを否定し、全体社会内の教会や労働組合といった各種団体は、それぞれその目的達成上、主権を有すると主張する。ラスキの『近代国家における権威』によれば、国家は単に「多くの形態

における人間の団体のうちの一つ¹⁾であるにすぎず、かかるものとして、個人の忠誠に対してなら特に優越した要求権を有すべきものではなかった。

政治における集団の役割の増大²⁾は、ヘーゲル的な国家論を否定して、国家もまた集団の一つであり、ただ他集団の異なった諸機能を調整する点で相対的優位性をもつにすぎないことを明かにした。

V. 国家の目的

ヘーゲル流の一元的国家論では、国家は単に国家たることが目的であったが、ラスキは国家の目的を明確に措定している。ラスキは、国家は無条件に存続しうるものではないと主張する。つまり国家は、その構成員の最大可能な範囲での幸福を実現することを目的とし、その構成員から存続への同意を不断に獲得しなければならないのである。すなわち「国家が成功する唯一の根拠は、国家の目的が反対者の目的よりも道徳的に勝っている場合である。個人が支持を国家に与えたり、国家から求められたりすることができる唯一の根拠は、国家の目ざしていることが、それぞれの特定の行動において善いという確信からである。すなわち我々は理想国家の一般的目的が、ある特別の国家の行動の政策を潤色するということを否定する。そしてこの否定には国家の各成員から絶えず国家の目的と方法について吟味されることがふくまれているのである。³⁾」

VI. おわりに

現在、多元主義はイギリスの「政治的多元主義」、アメリカの「多元主義理論」、アジア・アフリカ諸国の「多元社会理論」という3つの多元主義がいわ

ば3つ巴になって研究されている⁴⁾。これに「価値多元主義⁵⁾」を加え、いまや多元主義は時代をひも解く鍵となっているといっても過言ではない。

多元的国家論は、わが国でも高田保馬⁶⁾、大石兵太郎、中島重⁷⁾、戸沢鉄彦⁸⁾、蠟山政道⁹⁾、河合栄治郎¹⁰⁾、市村今朝蔵¹¹⁾、堀豊彦¹²⁾、原田鋼¹³⁾、岩崎卯一¹⁴⁾などによって唱道されたが、国家権力が強大だったわが国では十分な展開をみなかった。

ラスキは、後年「国家論の危機」と題する論稿(1937年)において、多元的国家論の中で《今でも正しかったと考えるもの》と、自らが主導した多元主義に対する自己批判ともいえる《今考える弱点》とに腑わけして、次のように述べている。

「多元論者の学説のなかで正しかったと今私の考えるものは、(1)純粋に法学的な国家論は決して適切な国家哲学の基礎を形成しないという知覚、(2)国家は実は倫理的権利や政治的英知という理由では服従を要求する資格は他の機能団体と同様でないという知覚、(3)国家の主権は根本的には、それ自身道徳的に中立の強制を行使することで有効にされた権力の概念であるという知覚、であった。複合的全体としての社会は多元的である。主権とよばれる合一された国家権力、ボーダンが規定したように、すべての者に命令を下し誰からも命令されぬその法的権利は、国家がその意志の背後に、すべての正常な場合に、その意志に従わせる強制力をもつという事実によって(古典的法理論では)一元的であるとされている。

多元論の弱点、私がいま見る弱点は充分明らかだ。それは階級関係の表現としての国家の本質をよく理解しなかった。社会の法公準を限定し支配しうる他

¹⁾ AMS, p.65.

²⁾ 中野実『現代国家と集団の理論—政治的pluralismの諸相—』(早稲田大学出版部, 1997年)を見よ。

³⁾ AMS, pp.45-46.

⁴⁾ D. ニコルス『政治的多元主義の諸相』日下喜一ほか訳(御茶の水書房, 1981年), W. E. コノリー『pluralism』杉田敦ほか訳(岩波書店, 2008年)の「第5章 多元主義と主権」を参照。

⁵⁾ J. グレイ『自由主義の二つの顔—価値多元主義と共生の政治哲学—』松野弘監訳(ミネルヴァ書房, 2006年)

⁶⁾ 高田保馬『社会と国家』(岩波書店, 1922年)

⁷⁾ 中島重『多元的国家論』(内外出版, 1922年)

⁸⁾ 戸沢鉄彦『政治学史講義』(有斐閣, 1925年)の第3章「第3節 中世の政治思想」, および戸沢鉄彦『イギリス政治思想史』(日本評論社, 1949年)139-141ページを参照。

⁹⁾ 蠟山政道『政治学の任務と対象』(中公文庫), (中央公論社, 1979年)205-211ページ。

¹⁰⁾ 大塚桂『多元的国家論の展開—原田鋼・岩崎卯一をめぐって—』(法律文化社, 1999年)の「第4章 河合栄治郎と多元的国家論」を見よ。

¹¹⁾ 市村今朝蔵は、ラスキの『政治学大綱』を『政治学範典』(春秋社, 1932年)という名称で翻訳している。ただしこの邦訳には、紙幅の都合のためか、最後の2章(「第10章 司法手続」・「第11章 国際組織」)が欠けている。

¹²⁾ 堀豊彦『政治学原論〔増補版〕』(東京大学出版会, 1956年)152-154ページ。なお堀の言う「多元的な社会構成」については、同氏の『中世紀の政治学』(岩波書店, 1942年)を参照。

¹³⁾ 原田鋼『〔増訂〕政治思想史概説(Ⅱ)』(有斐閣, 1941年), 『主権概念を中心としてみた政治学説史』(研進社, 1947年), 『政治的自由の理念』(研進社, 1947年), 『近代政治思想史(下)』(創元社, 1952年), 『主権論—その展開とイデオロギー性—』(小峯書店, 1954年), 『新版西洋政治思想史』(有斐閣, 1958年)を見よ。

の方法がなかつたため国家が不可分無責任の主権を要求せざるをえなかった事実を、それは十分に強調しなかつた。特定の階級関係体系の目的が実現されるのは、法公準の限定と支配とを通してであった。もし国家が主権的でなくなるなら、自己の目的へ効果をあたえる地位にいなくなる。だからその優越はこの根拠に立つて要求されざるをえなかつたのである。ヘーゲルなどの哲学者が国家に帰属させた倫理的特性は、国家が特定の時または所における生産関係の表現として遂行せざるをえぬ目的のための、保護色にすぎなかつた¹⁵。」

かくして多元的国家論は、1929年のウォール街の株価の大暴落に端を発した世界恐慌にともなう国家権力の異常なまでの強化、加うるに階級対立の激化に直面して「破綻」したのである。しかしながら、かかる国家の全能性・絶対性の主張に対して、ラスキが「個人と社会の多元性と自由を確保するために、主権国家の歴史的相対性と限界性を指摘¹⁶」して、国家の「リバイアサン化」を掣肘しようとしたことの政治思想史的意義は永久に失われることはないのである。

¹⁵ G P, 邦訳, 13-14ページ.

¹⁶ 名古忠行『イギリス人の国家観・自由観』（丸善, 2005年）137ページ.